



平成29年2月7日

幕別町議会議長 芳澤 仁 殿

陳情書

〒089-0576

提出者 中川郡幕別町字古舞512番地

十勝ネット市民の会 代表 堀田誠嗣

「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情

陳情の趣旨

政府は、2003（平成15）年から2005（平成17）年にかけて3回に渡り国会に提出し、国民各層の強い反対で廃案となった共謀罪創設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」（以下「テロ等準備罪」という）と名称を変えて、今通常国会に提出しようとしています。この法案が成立すると、刑法の既遂行為罰則の基本原則を逸脱し、謀議の疑いを認定された段階で犯罪組織の構成員として処罰の対象となる懸念があり、市民活動や基本的人権の侵害につながる危険性を払拭できません。よって、内閣総理大臣に対しこの法案に反対する別紙意見書(案)の採択をお願い致します。

1. 現行法には既に組織犯罪摘発を行う処罰規定があり、新たな立法の必要性が認められない。
2. 本法案は、2000年に締結された国連越境組織犯罪防止条約の批准のために必要とされているが、この条約はマネーロンダリング等の経済組織犯罪に対処するための条約である。
3. オリンピックのテロに対処するためとしているが、現行法にはすでにテロ行為を取り締まるための予備罪・準備罪・共謀罪・陰謀罪条項を含んだ62の未遂処罰法が重大組織犯罪に対処するために存在しており、本法案がなければテロ行為を取り締まれないというのは嘘である。
4. 本法案は過去廃案となった共謀罪と変わることろがなく、行為を処罰するという刑事法体系の基本原則に反している。しかも、共謀の概念が曖昧であり、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こす恐れがある。また、組織犯罪集団を明確に定義することは困難であり、市民運動団体や労働組合が対象となることを否定できない。
5. テロ等準備罪は、コミュニケーションを犯罪行為とするものであり、これを立証する捜査手法として通信傍受や会話傍受の導入が為される恐れがある。
6. 本法案は、国連越境組織犯罪防止条約批准(越境性の経済性組織犯罪の取り締まり)のために必要なものとは言いがたく、一般市民の基本的人権を侵害する恐れが極めて高い。

「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」(案)

平成29年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三殿

幕別町議会

議長 芳滝 仁

政府は、2003（平成15）年から2005（平成17）年にかけて3回に渡り国会に提出し、国民各層の強い反対で廃案となった共謀罪創設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」（以下「テロ等準備罪」という）と名称を変えて、今通常国会に提出しようとしている（以下「本法案」という）。

1. 本法案は、2000（平成12）年11月に採択された国連越境組織犯罪防止条約（以下「条約」という）締結のための国内法整備と位置付けられて立案されたものである。しかるに本法案は、越境性（国境を越えて実行される性格）を要件としていない。しかし、条約はそもそも越境組織犯罪を抑止することを目的としたものであり、テロ等準備罪の対象犯罪を限定するためにも、越境性の要件を除外したものは認められるべきではない。

また、日本には既に後記3の各種処罰規定（別紙1及び別紙2）が存在する。よって、条約を批准するために、新たな立法は必要ない。なぜなら、条約第5条との関係において、まず第1項(a)(i)の選択肢を採用することとし、次に同条第3項の求めている組織犯罪集団の関与する全ての重大な犯罪については、合意により成立する犯罪を未遂に至らない段階から処罰する立法が日本において既に十分に整備されていることからである。

よって、政府としてはまずは、テロ等準備罪（実体は共謀罪）を導入することなく条約の批准手続きを進めることを検討すべきである。現に民主党は、2009（平成21）年の衆議院選挙の際に「共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准」との公約を掲げて大勝した経過がある。

2. また、条約は経済的な組織犯罪を対象とするものであり、テロ対策とは本来無関係である。

3. 「本法案を成立させ、条約を締結できなければ東京オリンピックを開けない」との安倍総理の主張は条約批准のための立法内容をミスリードしていることと突然東京オリンピックをダシに立法しようとしていることの2点において極めて不誠実である。

現行法上、予備罪が35、準備罪が6あり、さらに共謀罪が13、陰謀罪が8あり、合計62の主要重大犯罪について、未遂に至らない段階で処罰することが可能な立法が存在しており、そこには、組織犯罪に関する重大犯罪も含まれている（具体的な規定例は別紙1）。

さらに、テロ行為に対する処罰規定も存在している。日本は、テロ関連条約のうち、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」を除く全てを批准しており、同条約上の行為を国内法で犯罪と規定しており、そこでも未遂に至らない段階から処罰できる体制が整っている（具体的な規定例は別紙2）。

よって、共謀罪がなければテロ行為を取り締まらないというのは全くの嘘である。

4. さらに、本法案の内容にも多くの重大な問題が存在する。

(1) テロ等準備罪の実体は従前の共謀罪と何ら変わらぬ所がなく、思想ではなく行為（既遂、未遂、予備）を処罰するという刑事法体系の基本原則に反するものである。しかも、「計画」（すなわち共謀）の概念があいまいであり処罰範囲が限りなく拡大してしまうおそれがあるという点で、国民から行為の予測可能性を奪うものであるから、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い。越境組織犯罪とは全く無関係な犯罪や重大犯罪とまではいえないようなものを含めて、多くのテロ等準備罪が新設されることになると、日本の刑事法体系を根底から覆すこととなるものであり、このような立法を許容することは到底できない。

(2) 2003（平成15）年の政府原案において、適用対象を単に「団体」としていたものを本法案では「組織的犯罪集団」とし、また、その定義について、「目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体」とした。さらに、犯罪の「遂行を2人以上で計画した者」を処罰することとし、その処罰に当たっては、計画をした誰かが、「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為が行われたとき」という要件を付した。しかし、依然として下記のとおりの重大な問題が存在する。

① 「計画」とはやはり「犯罪の合意」にほかならず、共謀を処罰するという法案の法的性質は何ら変わっていない。

- ②「組織的犯罪集団」を明確に定義することは困難であり、市民運動団体や労働組合が対象となる可能性は否定できない。
- ③「準備行為」（顯示行為—overt act）についても、例えばA T Mからの預金引き出しなど、予備罪・準備罪における予・準備行為より前の段階の危険性の乏しい行為を幅広く含み得るものであり、その適用範囲が十分に限定されたと見ることはできない。

また、日本の判例理論である共謀共同正犯理論によれば、共謀をした者のうちの一人が予備行為を行えば、共謀者の全員に予備罪の共謀共同正犯が成立することになる。よって、予備罪のある犯罪についてはあえて共謀罪を新設する必要がないことになる。

5. テロ等準備罪（共謀罪）は、人ととのコミュニケーションを犯罪行為とするものであり、これを立証する捜査の手法として通信傍受（盗聴）の拡充や会話傍受（室内盗聴）の導入がなされるおそれもあり、一層の監視社会化を招きプライバシーの著しい侵害をもたらす危険がある。
6. 以上、本法案は条約を批准するため（条約は越境性の経済的犯罪を取り締まるものであり、越境性のない犯罪やテロ行為を取り締まるものではない）に必要なものとは言いがたく、さらにその内容も一般市民の基本的人権を侵害する恐れが極めて大きいものである。

よって、当議会は、本法案の国会への提出及び成立に反対する。

別紙1 未遂に至らない段階で犯罪を処罰することが可能な処罰規定の例

1 刑法の規定例

①陰謀罪が規定されている例

内乱予備陰謀、外患に関する予備陰謀罪、私戦予備陰謀罪、殺人予備罪、強盗予備罪、放火予備罪、身代金目的誘拐予備罪が規定されている。

②それ以外の規定

ア 支払用カード電磁的記録不正作出準備罪（刑法第163条の4）

支払用カード電磁的記録不正作出罪（刑法第163条の2第1項）の予備行為を処罰するとともに、実質的には詐欺罪の予備行為を罰するものとなっており、予備行為の未遂も処罰されることになっている（刑法第163条の5）。

イ 凶器準備集合罪（刑法第208条の3）

かなり広範に、暴力犯罪を、その準備段階で処罰することが可能である。

2 特別法の規定例

①予備罪が規定されている例

化学兵器、サリン、航空機の強取、麻薬取締法、覚せい剤取締法、銃砲刀剣類所持等取締法その他多くの特別法違反類型について、予備罪が規定されている。

②それ以外の例

ア 軽犯罪法第1条第29号

他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合に、共謀した者を処罰することが可能な規定となっている。

イ 「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」（平成15年6月4日法律第65号）

侵入盗について、窃盗の未遂に至らない準備段階の行為を処罰することが可能となっている。

別紙2 現行法上テロ行為を未遂に至らない段階で処罰する規定

1 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年5月18日法律第68号）

第3条

暴行・脅迫等の方法で人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取する行為の予備行為を処罰する規定となっている。

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年6月12日法律第67号）第2条

情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で資金を提供する行為を処罰する規定であるが、これは、予備あるいは準備段階の帮助を独立犯として処罰する規定であり（日本弁護士連合会の2002年4月20日付け「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（案）」に対する意見書），未遂に至る前の段階の行為類型を処罰することが可能な規定となっている。

3 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第6条第4項

サリン等の製造、輸入、所持、譲り渡し、譲り受け行為の各予備行為を処罰することが可能な規定となっている。

4 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成19年5月11日法律第38号）第3条第3項

放射性物質を発散させるなどして人の生命等に危険を生じさせる行為の予備行為を処罰する規定となっている。